

## 特別弔慰金の請求について

第十回特別弔慰金の請求期限が近づいています。請求期限が過ぎると第十回特別弔慰金を受ける権利がなくなりますので、支給対象の方で、まだ請求されていない方は、お早めに御請求ください。

■ 支給内容：国債名称：第十回特別弔慰金国庫債券 い号 額面：25万円（5年償還）

■ 請求期限：平成30年4月2日（月）

■ 支給対象者：平成27年4月1日（基準日）において、「恩給法による公務扶助料」「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受ける方（戦没者の妻や父母等）がない場合に、以下の順番で順位が先になる御遺族お一人に支給されます。

1 平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方

2 戦没者等の子

3 戦没者等の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹

※戦没者等の死亡当時、生計関係があったことなどの要件を満たしているかどうかで、順番が入れ替わります。

4 上記1から3以外の戦没者等の三親等内の親族（甥、姪等）

※戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係があった方に限ります。

■ 請求・問合せ先：町役場 福祉課 福祉推進係 ☎ 0994(65)8413

## 防災危機管理監着任のお知らせ

**町**では、南海トラフ地震などの大規模災害に備え、町民が安心して生活を送ることができるよう危機管理体制の更なる向上を図り、併せて町民の危機に対する意識の向上を図るため、「防災危機管理監」の職を新設し、7月1日付けで元消防士の山本大樹氏に委嘱しました。

### ■ 山本大樹 防災危機管理監プロフィール

○ **略歴**：昭和56年生（36歳）青森県出身。国土舘大学院卒。

八戸地域広域市町村圏事務組合消防本部、内閣府委託事業危機管理専任担当者として従事し、「地域防災マネージャー」の資格を取得。

○ **コメント**：幼い頃からの憧れだった消防士になることができましたが、昨年、12年間の消防士生活にピリオドを打ちました。きっかけは東日本大震災。追いかけてくる津波から全力で逃げたことは今でも忘れることはできません。

消防団員を含め、肝付町の皆さんにこのような体験をさせてはいけない。このような使命感を持って仕事をしていきたいと考えています。

一緒に災害への備えをしていきましょう。どうぞよろしくお願いします。

